

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 (3)精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 (4)氏名を変更したとき, 若しくは居住地を移したときの届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5)障害等級の変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6)精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	1 MCWEL障がい者福祉V2 2 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL: 0977-21-1251 e-mail: gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部 障害福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL: 0977-21-1413 e-mail: haw-hw@city.beppu.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の状態	変更後の状態	提出時期	提出時期に係る情報
平成18年4月	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを利用する全部システム名を称	1MCWEL線がいき福祉V2 2総合情報システム	1MCWEL線がいき福祉V2 2総合システム	事後	個別第1条(重要な変更)に当たらない(システム名称の変更)
平成18年4月	2.しさい権利断項目 1対象人数 いくつかの時点の数か	平成20年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成18年4月	2.しさい権利断項目 2対象者数 いくつかの時点の数か	平成20年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成18年12月	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署(部署)	福祉保健部 障害福祉課	福祉共生部 障害福祉課	事後	再実施
平成18年12月	1 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先 連絡先	福祉保健部 障害福祉課 〒74-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.bepu.lg.jp	福祉共生部 障害福祉課 〒74-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.bepu.lg.jp	事後	再実施
平成18年12月	2.しさい権利断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	再実施
平成18年12月	2.しさい権利断項目 2. 対象者数 いくつかの時点の数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	再実施
平成18年12月	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署(部署)	福祉共生部 障害福祉課	市民福祉部 障害福祉課	事後	個別第1条(重要な変更)に当たらない(機構変更に伴う署名変更)
平成18年12月	1 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先 連絡先	福祉共生部 障害福祉課 〒74-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.bepu.lg.jp	市民福祉部 障害福祉課 〒74-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1413 e-mail:haw-hw@city.bepu.lg.jp	事後	個別第1条(重要な変更)に当たらない(機構変更に伴う署名変更)
平成18年12月	1 関連情報 3. 個人番号の利用 取扱いの取扱	1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第22の項 2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第22の項 3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第22の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第22の項	事後	個別第1条(重要な変更)に当たらない(機構変更に伴う署名変更)